令和３年５月１０日

中学校３年生の
保護者のみなさまへ

貝塚市教育委員会
教育長　鈴木　司郎

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う修学旅行延期、中止の判断基準について

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が発令されるなど、府下におきましても感染拡大が続いています。また、緊急事態宣言発令期間においては、修学旅行や校外学習等、府県間の移動を伴う教育活動を中止又は延期とするように、大阪府教育庁から要請が出ております。

修学旅行については、各学校において、教育的意義を鑑み、可能な限り実現できるように進めておりますが、緊急事態宣言発令の有無にかかわらず、生徒の健康や安全を第一に考えて、慎重に検討する必要があります。

つきましては、修学旅行実施の可否について、貝塚市として下記の通り一定の基準を設けることといたしました。保護者の皆様には、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて変更が生じる場合があることを申し添えます。

記

◎修学旅行を延期、中止とする判断基準

①大阪府に緊急事態宣言が発令された場合、又は他府県への移動規制の要請が出た場合。

②行き先の都道府県に緊急事態宣言が発令された場合、又は来訪自粛要請があった場合。

③学校で感染者が発生し、当該学年、学級が臨時休業となっている場合。

④その他、新型コロナウイルス感染拡大状況の変化により、不測の事態が生じた場合。

※延期の場合は、行程も含め、再度日程調整等を行います。また、今後、万が一、中止になった場合は、改めて子どもたちの思い出作りとなるような行事を、感染防止に配慮した上で、企画いたします。